

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900696号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第2000001号

第1 結論

昭和45年3月2日から昭和48年4月14日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月2日から昭和48年4月14日まで

支給済期間 : ① 昭和45年3月2日から同年8月14日まで
② 昭和45年11月2日から昭和46年6月1日まで
③ 昭和46年8月19日から昭和47年9月1日まで
④ 昭和47年11月6日から昭和48年4月14日まで

年金記録によると、請求期間については脱退手当金が支給された記録となっている。しかしながら、脱退手当金の請求を行った記憶はないし、受給した記憶もなく、年金を受給する手続きの際に初めて知った。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

支給済期間③に係るA社及び支給済期間④に係るB社における請求者の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、B社における当該名簿の備考欄には、脱退手当金に係る裁定請求書の受付番号と推認される「(脱)41」の記載が確認できる。

また、請求期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和48年4月14日)から約2か月後の昭和48年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。